

人事委員会年報

平成29年度

兵庫県人事委員会

目 次

I	組織及び運営	1
1	人事委員会	1
(1)	人事委員会の設置	1
(2)	人事委員会の権限	1
(3)	人事委員会の構成	1
(4)	人事委員会の運営	2
(5)	規則、告示の制定、改廃の状況	7
(6)	条例・規則の制定に伴う意見等	8
2	事務局	9
(1)	組織	9
(2)	職員の定数・現員	9
(3)	分掌事務	9
II	事業の概要	11
1	職員の任用	11
(1)	任用制度の概説	11
(2)	職員の採用	11
(3)	広報等の取組	17
2	職員の給与	19
(1)	職員給与実態調査	19
(2)	民間給与実態調査	20
(3)	職員の給与等に関する報告及び勧告	22
(4)	勧告の実施状況	22
※	平成29年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について	23
3	職員の利益保護	26
(1)	勤務条件に関する措置要求	26
(2)	不利益処分に関する審査請求	26
(3)	職員の苦情の処理	29
(4)	分限処分及び懲戒処分の状況	29
4	職員団体	31
(1)	職員団体の登録	31
(2)	管理職員等の範囲	32
5	労働基準監督機関の職権行使	36
(1)	労働基準監督機関の職権行使の枠組み	36
(2)	労働基準法等に基づく職権行使	36
6	退職管理	38
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	38

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、委員は次のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	摘要
委員長	太田和成	常勤	28. 4. 1 ~ 30. 6. 30	
委員	竹本昌弘	非常勤	21. 10. 13 ~ 25. 10. 12 25. 10. 13 ~ 29. 10. 12	委員長職務代理者
委員	竹田佑一	非常勤	23. 10. 12 ~ 27. 10. 11 27. 10. 12 ~ 31. 10. 11	※委員長職務代理者
委員	鈴木尉久	非常勤	29. 10. 13 ~ 33. 10. 12	

※竹本昌弘委員の退任に伴い、竹田佑一委員が委員長職務代理者に指定された。

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成29年度の会議開催回数は24回で、付議した議案等の件数は、議案93件、協議事項2件、報告事項60件、計155件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	年月日	議案等
1558	29. 4. 11	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 —職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件— 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 —職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件— <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度における採用説明会の実施結果等について 2 平成29年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者第1回選考試験の実施について 3 平成29年度人事異動について 4 任命権者が行った処分について
1559	29. 4. 20	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 平成29年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 4 平成29年職員給与実態調査要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度兵庫県職員採用試験等の実施結果について 2 民間給与実態調査に関わる要請書等について 3 民間の退職金及び企業年金の調査結果並びに国家公務員の退職給付に係る人事院の見解の概要について 4 任命権者が行った処分について
1560	29. 5. 11	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 —超過勤務の縮減に関する規則制定の件— 3 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 4 平成29年度兵庫県職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 5 平成29年度兵庫県職員行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験実施要綱決定の件 6 平成29年度獣医師採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について
1561	29. 5. 19	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第1項に基づく神戸市教育委員会からの意見照会の件 3 選考によって採用することができる職の指定の件 4 平成29年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第1回兵庫県警察官採用試験（第1次試験：教養・論文試験）の実施状況について

1562	29. 6. 23	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －採用選考の件－ 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件－ 4 平成29年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度兵庫県職員行政Bガイダンスの実施について 2 平成29年度兵庫県職員行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験等の申込状況について 3 大学等での採用説明会（上期）の実施結果について 4 任命権者が行った処分について
1563	29. 6. 30	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 平成29年度兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第1回目実施状況等について 2 任命権者が行った処分について
1564	29. 7. 6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度兵庫県職員資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件 3 平成29年度獣医師採用選考試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第1回兵庫県職員採用選考試験の申込状況について 2 2017年度兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ等について
1565	29. 7. 31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －採用選考の件－ 3 審査請求の受理及び審査長の指名の件 4 平成29年度兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験1次面接試験合格者決定の件 5 平成29年第1回兵庫県職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件 6 平成29年第1回兵庫県職員採用選考試験（職業訓練指導員等）合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年職種別民間給与実態調査実施状況について 2 平成28年度人事委員会年報について 3 任命権者が行った処分について
1566	29. 8. 4	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度兵庫県職員資格免許職採用試験1次面接試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度兵庫県職員行政Bガイダンスの開催結果について 2 任命権者が行った処分について

1567	29. 8. 30	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 平成29年度兵庫県職員行政A（大卒程度）採用試験最終合格者決定の件 4 平成29年度兵庫県職員経験者採用試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第1項に基づく県教育委員会からの意見照会について 2 平成29年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第2回目実施結果等について 3 平成29年度第1回兵庫県警察官採用試験の実施結果について 4 平成29年人事院勧告について 5 2017年給与勧告等に関する要請書等について
1568	29. 9. 5	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度兵庫県職員資格免許職採用試験最終合格者決定の件 3 平成29年度第1回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 退職警察官の再採用に係る選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年秋の定期人事異動について<警察>
1569	29. 9. 15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果について 2 2017年兵庫県人事委員会勧告に対する申入れについて 3 平成29年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験の申込状況について 4 任命権者が行った処分について
1570	29. 10. 3	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則制定の件－ 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件－ 4 審査請求の裁決の件（平成28年（不）第1号事案） 5 審査請求の裁決の件（平成28年（不）第3号事案） 6 公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第1項に基づく兵庫県教育委員会からの意見照会の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いについて <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について
1571	29. 10. 12	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 平成29年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度兵庫県職員ガイダンスの開催について

1572	29. 11. 6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 審査長指名の件 3 平成29年度兵庫県職員行政B（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度職員勤務実態調査の結果について 2 平成29年度兵庫県職員経験者採用試験筆記試験の受験状況について 3 平成29年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の申込状況について 4 平成29年度都道府県人事委員会勧告等の状況について 5 任命権者が行った処分について
1573	29. 11. 17	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度兵庫県職員経験者採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第3回目実施結果等について
1574	29. 12. 6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者決定の件 3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度兵庫県職員ガイダンスの開催結果について 2 任命権者が行った処分について
1575	29. 12. 20	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成29年度兵庫県職員経験者採用試験最終合格者決定の件 3 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の実施予定について 2 県民の信頼確保と厳正な規律の保持について
1576	30. 1. 11	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －採用選考の件－ 3 審査請求審査規則の一部を改正する規則制定の件 4 平成29年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 5 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政の運営等の状況について 2 任命権者が行った処分について
1577	30. 2. 5	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 退職警察官の再採用に係る選考試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第2回兵庫県警察官採用試験の実施結果等について 2 平成30年度兵庫県警察官採用試験について 3 平成29年度第2回兵庫県職員採用選考試験の受験状況について 4 任命権者が行った処分について

1578	30.2.15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 審査請求の裁決の件（平成29年（不）第1号事案） 3 平成29年度第2回兵庫県職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度職員採用試験の見直しについて <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度新規採用職員に対するアンケート調査結果について 2 平成29年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の結果について 3 公務労協地方公務員部会等から全人連への要請について 4 民間給与との比較方法の検証に係る要請について 5 懲戒処分の処分基準について
1579	30.3.9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員に関する条例の制定に伴う意見の件－ 3 公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第1項に基づく兵庫県教育委員会からの意見照会の件 4 採用選考の件 5 任期付職員の採用承認の件 6 平成29年度第2回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 7 平成30年度職員採用試験の見直し及び試験実施日程の件 8 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について
1580	30.3.19	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 事務局職員の任免の件 3 採用選考の件 4 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度職員勤務実態調査の結果について 2 平成30年春の定期人事異動について〈警察〉
1581	30.3.28	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 審査請求の裁決の件（平成28年（不）第4号事案） 3 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則制定の件 4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 5 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程制定の件 6 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について

(5) 規則、告示の制定、改廃の状況

人事委員会が平成29年度中に制定し、又は改廃した規則、告示は次のとおりである。

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
(平成29年) 第5号	29. 4. 28	超過勤務に関する規則	職員の超過勤務に関して必要な事項を定めたもの
第6号	29. 9. 29	職員の管理職手当に関する規則及び管理職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備をしたもの
第7号	29. 12. 21	職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備をしたもの
(平成30年) 第1号	30. 1. 12	審査請求審査規則の一部を改正する規則	審査請求の手の迅速化を図るため、所要の整備をしたもの
第2号	30. 1. 12	公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	30. 3. 27	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	警察の組織改正に伴い、所要の整備をしたもの
第4号	30. 3. 30	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	警察の組織改正に伴い、所要の整備をしたもの
第5号	30. 3. 30	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正をしたもの
第6号	30. 3. 30	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったこと等に伴い、所要の整備をしたもの
第7号	30. 3. 30	職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則	行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備をしたもの
第8号	30. 3. 30	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	警察官の警部以下の職への採用の選考の権限を任命権者に委任するため、所要の整備をしたもの

イ 告示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(平成29年) 第6号	29. 9. 29	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
(平成30年) 第1号	30. 3. 30	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正をしたもの
第2号	30. 3. 30	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	30. 3. 30	人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	精神障害による病気休暇等の承認について所属長の決定に変更すること等

		伴い、所要の整備をしたもの
--	--	---------------

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成29年度中に、条例案について意見を求められたものに対し、次のとおり意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名	意見
29. 6. 5	第52号議案	職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議はありません。
29. 12. 6	第121号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）	異議はありません。
30. 2. 21	第28号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例中第1条、第2条、第5条及び第6条に係る部分）	異議はありません。 なお、平成29年10月の勧告及び報告において、職員の給与抑制措置については、給与条例の附則に規定する諸手当の抑制措置を含め、速やかにその解消を行うようあらためて要請したところであり、引き続き留意していただきたい。
	第30号議案	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	異議はありません。
	第31号議案	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	異議はありません。
	第32号議案	職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例	異議はありません。

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成29年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

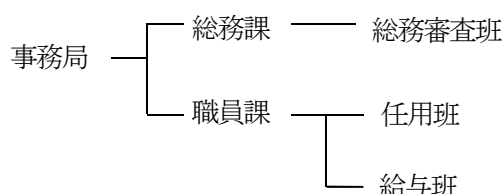
回答年月日	件名	協議者
30. 3. 9	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

(平成30年3月31日現在)



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は23人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

(3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務などの仕事を行っている。

課名	班名	分掌事務
総務課	総務審査班	1 人事委員会の会議に関すること。 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関すること。 4 事務局職員の安全及び健康に関すること。 5 公印の管守に関すること。 6 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。 7 予算、決算及び会計に関すること。 8 物品の管理に関すること。 9 広報に関すること。 10 勤務条件に関する措置の要求に関すること。 11 不利益処分についての審査請求に関すること。 12 職員の苦情の処理に関すること。 13 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関すること。 14 職員団体等に関すること。 15 労働基準監督機関の職権行使に関すること。 16 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関すること。 17 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7の規定による事務に関すること。

		18 職員の退職管理に関すること。 19 他の課の所掌に属しないこと。
--	--	--

(職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

課名	班名	分掌事務
職員課	任用班	1 職員の採用試験・選考に関すること。
	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。 2 給与等に関する報告及び勧告に関すること。 3 旅費の制度に関すること。 4 サービスの基準に関すること。 5 厚生福利制度に関すること。

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条）。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる（法第17条の2）。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

平成29年度に実施した競争試験は行政A（大卒程度）、資格免許職、行政B（高卒程度）、経験者であり、受験者数は、計2,187人（行政A（大卒程度）947人、資格免許職429人、行政B（高卒程度）213人、経験者598人）となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

(7) 平成29年度の各競争試験の特徴と傾向

a 行政A（大卒程度）採用試験

全体では、受験者数947人に対し、最終合格者数は196人で、競争率は前年度を0.4ポイント上回る4.8倍となった。

このうち、一般事務職では538人が受験し、最終合格者数は80人で、競争率は前年度を1.3ポイント上回る6.7倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の48.6%を5.0ポイント上回る53.6%となった。

b 資格免許職採用試験

全体では、受験者数429人に対し、最終合格者数は74人で、競争率は前年度を1.4ポイント下回る5.8倍となった。

c 行政B（高卒程度）採用試験

全体では、受験者数213人に対し、最終合格者数は29人で、競争率は前年度を1.3ポイント下回る7.3倍となった。

このうち、一般事務職では77人が受験し、最終合格者数は6人で、競争率は前年度を0.9ポイント下回る12.8倍となった。

d 経験者採用試験

全体では、受験者数598人に対し、最終合格者数は22人で、競争率は前年度を2.8ポイント下回る27.2倍となった。

このうち、一般事務職では439人が受験し、最終合格者数は12人で、競争率は前年度を17.7ポイント下回る36.6倍となった。

(イ) 平成29年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	筆記試験日	筆記試験地	面接試験日	面接試験地	最終合格発表日
行政A(大卒程度) 採用試験	〈インターネット〉 29. 5. 22～29. 6. 5 〈郵送〉 29. 5. 22～29. 6. 5 〈持参〉 29. 5. 22～29. 6. 7	29. 6. 25	神戸市 東京都	29. 7. 10 ～29. 8. 22 のうち指定する2日	神戸市	29. 8. 31
資格免許職採用試験	〈インターネット〉 29. 5. 22～29. 6. 5 〈郵送〉 29. 5. 22～29. 6. 5 〈持参〉 29. 5. 22～29. 6. 7	29. 6. 25	神戸市 東京都	29. 7. 20 ～29. 8. 25 のうち指定する2日	神戸市	29. 9. 7
行政B(高卒程度) 採用試験	〈インターネット〉 29. 8. 3～29. 8. 29 〈郵送〉 29. 8. 3～ 29. 8. 29 〈持参〉 29. 8. 3～29. 8. 31	29. 9. 24	神戸市 豊岡市	29. 10. 23 ～29. 10. 27 のうち指定する1日	神戸市	29. 11. 8
経験者採用試験	〈インターネット〉 29. 9. 15～29. 10. 6 〈郵送〉 29. 9. 15～29. 10. 6 〈持参〉 29. 9. 15～29. 10. 10	29. 10. 22	神戸市 東京都	29. 12. 2 ～29. 12. 10 のうち指定する1日	神戸市	29. 12. 21

(ウ) 平成29年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
行政A (大卒程度) 採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～29歳(平成30年4月1日現在) ただし、児童福祉司は22歳～34歳 イ 21歳(平成30年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成30年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、環境科学職にあっては、資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。	筆記試験 教養試験(技術系職種を除く。) 択一式45題(一部選択解答制)2時間30分 専門試験 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制)2時間 技術系職種(農学職、総合土木職を除く。) 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題(一部選択解答制)2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②及び集団討論) 適性検査

資格免許職 採用試験	<p>1 保健師（一般）、保健師（警察）、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、精神保健福祉相談員は30歳以下（平成30年4月1日現在） 医療福祉相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、臨床工学技士は34歳以下（平成30年4月1日現在）</p> <p>2 資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p>	<p>筆記試験 専門試験 択一式・記述式 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験（個別面接①及び個別面接②） 適性検査</p>
行政B (高卒程度) 採用試験	<p>1 18歳～24歳（平成30年4月1日現在）ただし、定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者。</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。 大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間（休学期間を除く。）が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は 在学したことがある者</p>	<p>筆記試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間 面接試験 口述試験（個別面接①及び個別面接②） 適性検査</p>
経験者 採用試験	25歳～34歳（平成30年4月1日現在）	<p>筆記試験 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験（個別面接①、個別面接②及び集団討論） 適性検査</p>

(I) 平成29年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職 種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験	最終合格者数 :B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数				
行政A (大卒程度)	一般事務職	62	794	538	320	301	160	152	80	6.7	65	15
	警察事務職	17	67	43	34	34	27	27	17	2.5	16	1
	教育事務職	25	159	124	101	96	58	58	29	4.3	25	4
	児童福祉司	5	17	14	12	12	12	12	6	2.3	6	0
	農学職	7	59	44	30	29	14	12	7	6.3	7	0
	林学職	5	29	25	19	16	12	12	6	4.2	5	1
	水産職	1	13	8	6	6	4	4	1	8.0	1	0
	環境科学職	1	10	7	5	5	4	4	1	7.0	0	1
	総合土木職	19	83	54	52	46	34	32	23	2.3	19	4
	建築職	5	23	11	9	9	9	7	6	1.8	6	0
	機械職	1	9	7	6	6	3	3	1	7.0	1	0
	電気職	1	8	3	3	3	3	2	1	3.0	1	0
	小中学校事務職	16	102	69	51	49	35	34	18	3.8	16	2
小計	165	1,373	947	648	612	375	359	196	4.8	168	28	
資格 免許 職	保健師(一般)	2	23	22	9	9	6	6	2	11.0	2	0
	保健師(警察)	1	7	5	5	5	4	4	1	5.0	1	0
	栄養士	4	76	64	18	16	8	8	4	16.0	4	0
	薬剤師	17	51	45	44	41	35	34	19	2.4	17	2
	臨床検査技師	13	96	90	57	55	28	26	14	6.4	13	1
	診療放射線技師	9	72	70	43	41	20	20	10	7.0	10	0
	精神保健福祉相談員	2	9	8	8	8	6	6	2	4.0	2	0
	医療福祉相談員	3	11	9	9	9	8	7	4	2.3	3	1
	理学療法士	6	27	23	23	23	17	17	8	2.9	8	0
	作業療法士	1	8	7	6	5	4	4	1	7.0	1	0
	言語聴覚士	2	18	13	12	12	6	6	3	4.3	3	0
	歯科衛生士	2	40	34	8	8	6	6	2	17.0	2	0
	臨床工学技士	4	42	39	16	16	8	8	4	9.8	4	0
小計	66	480	429	258	248	156	152	74	5.8	70	4	
行政B (高卒程度)	一般事務職	5	106	77	24			23	6	12.8	4	2
	警察事務職	5	57	45	28			26	7	6.4	5	2
	教育事務職	6	53	47	28			28	8	5.9	8	0
	総合土木職	2	15	12	6			4	2	6.0	2	0
	小中学校事務職	5	45	32	24			24	6	5.3	4	2
	小計	23	276	213	110			105	29	7.3	23	6
経 験 者	一般事務職	12	754	439	36			27	12	36.6	11	1
	農学職	1	32	19	6			5	1	19.0	1	0
	林学職	1	14	10	6			6	1	10.0	1	0
	総合土木職	3	31	19	9			6	3	6.3	3	0
	建築職	1	9	7	5			4	1	7.0	1	0
	小中学校事務職	3	159	104	10			10	4	26.0	4	0
小計	21	999	598	72			58	22	27.2	21	1	
合計		275	3,128	2,187	1,088			674	321	6.8	282	39

(カ) 警察官採用試験

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の10県との共同方式により、採用試験を実施した。

a 平成29年度警察官採用試験実施状況（県内試験）

(人)

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
29. 5. 14	男性A	361	1, 387	1, 132	780	670	245	4. 6	150	85
	男性B	205	1, 396	1, 224	887	770	224	5. 5	178	25
	女性A	35	301	238	95	82	41	5. 8	21	19
	女性B	25	357	300	102	97	39	7. 7	28	6
29. 9. 17	情報処理	4	7	5	5	4	2	2. 5	1	1
30. 1. 21	心理相談	2	13	9	4	2	1	9	1	0
	武道A	8	3	3	3	3	2	1. 5	2	0
	武道B		5	5	2	2	2	2. 5	2	0
	合計	640	3, 469	2, 916	1, 878	1, 630	556	5. 2	383	136

※採用者数及び辞退者数には、平成30年10月採用予定者の人数は含まれていない。

b 平成29年度警察官採用試験実施状況（県外試験）

(人)

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
29. 5. 13 ～	A	30	282	192	46	21	7	27. 4	4	2
	B	20	355	206	53	36	9	22. 9	0	0
29. 10. 20	合計	50	637	398	99	57	16	24. 9	4	2

※採用者数及び辞退者数には、平成30年10月採用予定者の人数は含まれていない。

イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要がある職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級の職員の選考による採用の選考の権限は、各任命権者に委任している。（平成30年度より警察官の警部以下の職への採用の選考の権限を委任）

(7) 採用選考実施状況（職級別）

人事委員会が平成29年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(8) 9	2	1	3	5	2	3	1	0	1	(8) 27
教育委員会	(5) 5	(1) 1	0	0	7	12	5	0	0	0	(6) 30
警察本部	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
病院局	(2) 2	0	(2) 2	0	0	0	0	0	0	0	(4) 4
計	(15) 16	(1) 3	(2) 3	3	13	14	8	1	0	1	(18) 62

b 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
警察本部	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
計	0	(3) 3	0	0	0	(3) 3

c 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	1	0	1
病院局	23	7	30
警察本部	1	0	1
計	25	7	32

d 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	5	11	(1) 13	20	3	18	3	5	4	(1) 82

※ ()内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

(4) 平成29年度職員採用選考試験実施状況

(人)

実施日	職種	採用予定者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
29. 6. 18	獣医師	6	20	10	3	7
29. 7. 8	産業技術職 (機械系)	1	4	1	1	0
	理化学職 (物理)	1	8	1	1	0
	職業訓練指導員 (建築系)	1	1	1	1	0
	職業訓練指導員 (機械系)	1	6	1	1	0
	埋蔵文化財技師	2	15	2	2	0
	研究員 (環境情報学)	1	2	1	1	0
	学芸員 (日本近現代史)	1	15	1	1	0
	臨床工学技士	1	7	1	1	0
	海技職 (知事)	2	7	2	2	0
	海技職 (教育委員会)	2	2	1	1	0
	医療情報職A	1	6	1	0	1
	医療情報職B	1	4	1	1	0
	29. 11. 24	身体に障害のある人を対象とした採用選考 (一般事務職、教育事務職、小中学校事務職)	4	18	4	4
30. 2. 3	心理判定員	1	13	1	1	0
	医療福祉相談員	1	8	1	1	0
合計		27	136	30	22	8

(5) 看護職採用選考試験 (病院局実施)

(人)

実施日	募集数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
29. 6. 10	300	490	226	2.2	217	9
29. 8. 5	90	235	92	2.6	85	7
29. 10. 21	15	97	20	4.9	19	1
30. 1. 20	10	52	10	5.2	8	2
合計	—	874	348	2.5	329	19

(3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

ア 説明会の実施

(7) 大学等での試験説明会

京阪神地域や、首都圏、中国・四国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施した。

a 京阪神地域：平成29年度は延べ32カ所で開催し、723人が参加した。

b 京阪神地域以外：平成29年度は延べ9カ所で開催し、120人が参加した。

(4) 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学、現場見学を行うガイダンスを実施した。

対 象	実施日	参加人数
行政A・資格免許職採用試験受験者対象	29. 11. 27 29. 11. 28	268人
臨床検査技師・診療放射線技師受験者対象	29. 5. 20	75人
行政B採用試験受験者対象	29. 8. 1	101人

(ウ) 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内 7回 大阪市内 8回 東京都内 1回	576人
公務員予備校等での説明会	神戸市内 5回 大阪市内 4回	246人

(エ) 大学でのキャリア講座

大学の1～2年生対象キャリアデザイン等の講義に職員が出向き、県職員という職業を紹介する講座を実施している。3校で実施し、約373人が参加した。また、大学のキャリアセンターと連携し、県庁に1～2年生を受け入れ、職場見学や先輩職員との質疑を通して、県職員の仕事を紹介する体験を実施し、2校80人が参加した。

(オ) 兵庫県職員リクルーター

リクルーターとして指定された若手職員が、自身の出身大学で実施される大学説明会に出向き、兵庫県職員の魅力ややりがいを伝えることにより、県への就職意欲の喚起に努めた。平成29年度では22人のリクルーターが大学説明会に出向き、414人が参加した。

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成29年度は約14.4万件のアクセスがあった。

行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成29年度はこれによる申込者が2,352人で、申込者数全体の74.6%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成29年度は10回の配信を行い、発行部数は約39,900部である。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成29年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(7) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7,516	43.8	22.1	68.3	7.1	24.5	0.1	64.3	35.7
研究職	207	46.5	23.4	100.0	-	-	-	89.4	10.6
医師・歯科医師職	55	40.0	13.5	100.0	-	-	-	65.5	34.5
看護職	3	45.3	22.3	-	100.0	-	-	0	100.0
警察職	11,564	38.4	17.3	52.4	5.1	42.5	-	92.5	7.5
高等学校教育職	7,805	43.8	20.6	96.1	2.7	1.2	-	61.6	38.4
中・小学校教育職	17,236	41.1	18.4	94.4	5.6	-	-	47.7	52.3
全給料表	44,391	41.4	19.1	79.4	5.2	15.4	0.0	64.8	35.2

(注) この表に示す人員の他、任期付研究員が2名、一般任期付職員が3名いる。(イ)において同じ。

(イ) 給料表別平均給与額

(円)

給料表	一人当たり平均給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	410,258	340,533	10,222	27,579	4,505	16,022	8,630	2,767
研究職	476,228	396,292	12,737	30,238	5,964	18,857	9,555	2,585
医師・歯科医師職	820,462	410,040	5,264	75,440	4,391	7,161	56,198	261,968
看護職	406,692	319,846	12,333	30,935	18,667	13,978	0	10,933
警察職	393,454	324,380	13,722	28,407	4,425	15,149	1,120	6,251
高等学校教育職	455,493	(16,581) 382,260	8,927	27,428	6,178	11,520	2,669	16,511
中・小学校教育職	419,692	(13,556) 359,828	7,087	24,119	5,813	7,870	4,947	10,028
計	418,303	(8,179) 351,492	9,694	26,495	5,294	11,840	4,257	9,231

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 調査期間 平成29年5月1日から6月16日まで

(イ) 調査対象 平成29年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,156事業所

(ロ) 対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(ハ) 調査人員 初任給関係1,443人（行政職に相当する調査実人員1,405人）、初任給関係以外の調査職種20,471人（行政職に相当する調査実人員18,397人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は148,580人であり、行政職に相当するものは121,220人である。）

(ニ) 抽出方法

- ・事業所 人事院が、(イ) に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、475事業所を無作為に抽出した。
- ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	1
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	15
製造業	199
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	64
卸売業、小売業	29
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	19
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	90
計	417

(4) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A)－(B)
支店長	51歳	724,007円	6,835円	717,171円
工場長	53歳	749,651円	54円	749,597円
事務部長	52歳	655,179円	2,554円	652,625円
技術部長	52歳	675,842円	894円	674,948円
事務部次長	51歳	577,771円	12,596円	565,175円
技術部次長	51歳	590,675円	1,241円	589,434円
事務課長	48歳	574,729円	4,532円	570,197円
技術課長	48歳	570,865円	4,452円	566,413円
事務課長代理	46歳	496,810円	23,825円	472,985円
技術課長代理	42歳	500,115円	7,407円	492,709円
事務係長	45歳	466,982円	53,012円	413,970円
技術係長	47歳	481,821円	61,056円	420,766円
事務主任	41歳	389,409円	42,729円	346,680円
技術主任	42歳	429,993円	65,366円	364,626円
事務係員	38歳	354,501円	41,695円	312,807円
技術係員	35歳	379,492円	67,197円	312,295円

(5) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	203,869円
短大卒	180,447円
高校卒	165,567円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(6) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,485円
配偶者と子1人	18,675円
配偶者と子2人	24,931円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月12日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について」(23ページ～25ページ)のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
給料表	<ul style="list-style-type: none">国家公務員の俸給表に準じて引上げ (初任給は1,000円引上げ、若年層について同程度の改定。その他は、400円の引上げを基本に改定)平成29年4月1日から実施	<ul style="list-style-type: none">勧告どおり(0.2%引上げ)平成29年度に限り、さらに行政職7級相当以下について、一律800円引上げ
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none">年間支給月数の引上げを行う。 (現行4.30月→4.40月)平成29年4月1日から実施	<ul style="list-style-type: none">勧告どおり
地域手当	<ul style="list-style-type: none">国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる。平成29年4月1日から実施	<ul style="list-style-type: none">支給割合の見直し 1級地：9.25%→9.40% 2級地：6.25%→6.40% 3級地：4.25%→4.40%
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none">医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げを行う平成29年4月1日から実施	<ul style="list-style-type: none">勧告どおり
扶養手当	—	<ul style="list-style-type: none">平成30年度に行う子に係る扶養手当の引上げ(8,000円→10,000円)を平成29年度に前倒しして実施

平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について

給与勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

～月例給、期末・勤勉手当ともに4年連続の引上げ～

- ① 給与抑制措置前の公民較差 [2,988円(0.73%)] を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.10月分)

本委員会は、職員の給与等について以下のとおり報告をし、併せて給与の改定について所要の措置をとられるよう勧告した。

1 公民較差(行政職)

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を13,721円(3.44%)下回っている。給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を2,988円(0.73%)下回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
412,506円	409,518円	2,988円(0.73%)	給与抑制措置前
	398,785円	13,721円(3.44%)	給与抑制措置後

2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差 [2,988円(0.73%)] を基本とする。

(1) 月例給

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ(0.2%)

- ・初任給は1,000円引上げ、若年層について同程度の改定。その他は、400円の引上げを基本に改定。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ：現行4.30月分→4.40月分(勤勉手当を+0.10月)

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.90月 (現行0.85月)	0.90月 (現行0.85月)	1.80月 (現行1.70月)
計	2.125月 (現行2.075月)	2.275月 (現行2.225月)	4.40月 (現行4.30月)

(3) 地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(4) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額限度額の引上げ

(5) 改定の実施時期

平成29年4月1日より実施。

[参考] 職員1人当たりの改定状況

(行政職：平均年齢44.1歳、平均経験年数22.4年)

	月例給与	躰・躰档	年間給与	年間給与の増減
改定前	398,785円	4.30月	6,530,000円	90,000円
改定後	401,766円	4.40月	6,620,000円	(1.38%)

3 人事行政における諸課題

(1) 人材の確保及び育成

ア 多様で意欲ある人材を確保するため、次の取組を行っていく。

- ・採用試験制度の見直しの効果を検証し、更なる改善を検討
- ・人材確保の重要な柱である経験者採用試験の受験年齢の上限を適切に見直し
- ・若手の優秀な転職希望者の採用を可能にする採用試験の枠組みの見直しを検討

イ 女性活躍を一層推進するため、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、職域拡大やライフステージに応じた研修の充実など、引き続き具体的取組を進めていく必要がある。

ウ 人材確保及び育成を中長期的視点で総合的に推進するため、今後重点的に取り組む具体的な人材育成施策を取りまとめた新たな「兵庫県人材育成基本方針」の策定を検討する必要がある。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」や「超過勤務に関する規則」に基づき、業務の総点検や仕事の進め方の見直しを実施し、超過勤務の縮減を着実に進める必要がある。

職員一人ひとりの意識改革にとどまらず、県庁組織全体として、政策形成プロセスの効率化や適正な職員配置を進めることも重要である。

教職員については、国の動向も踏まえ、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」等に基づき、超過勤務の縮減に向けた実効性の上がる取組を強力に推進されるよう、その対応について注視していく。

イ 仕事と家庭の両立支援の充実

在宅勤務制度やフレックスタイム制について、必要とする職員がより一層制度を活用し、多様な働き方が可能となるよう、更なる制度の運用を検討する必要がある。

ウ 職員の健康管理

心の健康対策については、個別事例にきめ細かく対応するとともに、昨年度より実施されているストレスチェック制度を積極的に活用する必要がある。

性的指向や性自認をからかいの対象とすることも含めたハラスメントの防止に向け、指針の内容、言動例の周知、相談窓口の設置等の取組を一層進める必要がある。

(3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

ア 雇用と年金の接続

再任用職員の能力及び経験の一層の活用について、士気を維持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう、職員の希望にも配慮した配置に取り組む必要がある。

60歳を超える勤務形態の在り方や再任用職員の給与について、国の動向を注視しつつ、引き続き必要な検討を行っていく。

イ 臨時・非常勤職員の任用等

会計年度任用職員制度の創設等を内容とする改正地方公務員法の施行に向け、今後、任用や給与などの人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施の準備を進めていく必要がある。

5 おわりに

本県では、平成20年度策定の「行財政構造改革の推進に関する条例」及び行革プランに基づき、10年間にわたり、独自の給与抑制措置が行われてきた。

当該措置について、平成29年3月策定の「最終2カ年行革プラン」においては「平成30年度末までの解消に向けて取り組むこととし、その具体的内容は毎年度定める」とされ、一定の方向は示されているものの、「平成31年度以降の取扱いについては、本県の財政状況等を踏まえ、今後実施の是非を検討する」との記載もあり、抑制措置の解消方針がすべて確定したものとは言い難い。

昨年度の勧告・報告で言及したとおり、当該措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは、別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。

このため、給与条例の附則に規定する諸手当の抑制措置を含め、速やかにその解消を行うようあらためて要請する。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

イ 平成29年度の処理状況

平成29年度における措置要求の係属及び処理状況は、次のとおりである。

区分	平成28年度末 (29. 3. 31) 係属件数	平成29年度		平成29年度末 (30. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

ウ 平成29年度の終結事案の概要

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

イ 平成29年度の処理状況

平成29年度における審査請求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が5件、新規請求が1件で、うち4件は処理が終了したが、1件が平成30年度へ繰越しとなった。

区分	平成28年度末 (29. 3. 31) 係属件数	平成29年度		平成29年度末 (30. 3. 31) 係属件数	平成29年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	1	1		2
	休 職				
	降 任				
	降 給				
懲 戒 処 分	免 職	1	2		4
	停 職	1		1	
	減 給	1	1		3
	戒 告				
そ の 他					
計	4	1	4	1	9

ウ 平成29年度の終結事案の概要

(7) 平成28年（不）第1号事案

請求年月日	平成28年2月18日
請求の概要	知事部局の職員に対して、体調不良や私用を理由とした欠勤を続け出勤率が低いこと、勤務に対する意欲及び責任感が認められないことなど勤務実績が良くないこと、また、これらは簡単に矯正することができない持続性を有する素質、能力、性格等に基因するものであり、職務の円滑な遂行に支障が生じており、必要な適格性を欠いていることを理由として、分限免職処分を行ったところ、請求人は、請求人の勤務状況は、勤務実績が良くない場合には該当しないなどと主張し、当該処分の取消しを求めたもの。
終結年月日	平成29年10月3日
結果	処分承認
判断の概要	<p>1 請求人の要勤務日のうち年次休暇を取得した20日を除く113日のうち63日55分が欠勤となっており、請求人の欠勤状況は、勤務実績が良くない場合に該当する。</p> <p>2 認定された請求人の行為からすると、請求人の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因して、処分者の職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合に該当するものということができ、その職に必要な適格性を欠く場合に該当する。</p> <p>3 分限処分については、任命権者にある程度の裁量権が認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。</p> <p>請求人が復職後、要勤務日の半分以上を欠勤していたことで勤務実績が良くない、また、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障を生じさせ、県職員としての職に必要な適格性を欠く場合に該当するものとして、分限免職処分となったものであり、その判断には裁量権の濫用逸脱する点は見受けられない。</p>

(イ) 平成28年（不）第3号事案

請求年月日	平成28年5月6日
請求の概要	警察官である請求人が、養女の顔面を3回殴打する等の暴行を加え、顔面打撲の傷害を負わせて逮捕されたことは、警察の信用を失墜させたとして、減給処分を行ったところ、請求人は、傷害行為の事実はないと主張し、当該処分の取消しを求めたもの。
終結年月日	平成29年10月3日
結果	処分取消
判断の概要	<p>懲戒処分をするに当たり、処分事由の存在についての主張、立証責任は、処分者にあるというべきであり、処分事由が処分者において証明できなかった場合は、委員会において、当該処分は、発令時にさかのぼって取り消されるべきものである。</p> <p>処分者は、養女の供述、関係者の供述及び医師の診断結果を本件傷害行為の事実が認められるとする証拠とするが、これらの証拠の信用性は低い。</p> <p>本件傷害行為の事実は、処分者において、証明がなされていないということができ、委員会においては当該事実を認めることはできないので、本件処分は、事実誤認に基づく違法な処分と判断する。</p>

(ウ) 平成28年（不）第4号事案

請求年月日	平成28年9月21日
請求の概要	警察官であった請求人が、交番で拾得物件として預かり保管中の財布から現金1万円を横領し、当該拾得処理に関して、拾得物件受理簿の拾得日時場所、拾得者住所・氏名欄等に虚偽の内容を記載して有印公文書を作成したことに對して、懲戒免職処分を行ったところ、請求人は、現金を横領した事実はなく、また、本件虚偽公文書作成では減給処分又は戒告処分が相当であるとして、本件処分の取消しを求めたもの。
終結年月日	平成30年3月28日
結果	処分承認
判断の概要	<p>1 請求人の供述内容と本件審査請求において請求人が主張している内容とは全く異なるものである以上、請求人の供述を除く証拠によって、本件横領の事実が認定できるかを問題とせざるを得ない。</p> <p>Aの供述内容からすれば、本件財布の届出時において、本件財布に在中していた金額は、1万円に達していなかったものと認められる。</p> <p>また、処分者が提出するその余の本件横領の事実に係る証拠を検討しても、本件財布の在中金額が1万円以上あったとの事実の証明がなされているものとは認められない。</p> <p>そうすると、交番に届け出た時点で本件財布の在中金額は1万円以上あったことについては、立証が尽くされているとはいえないのであるから、本件横領の事実を認めることはできない。</p> <p>2 裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて、裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。</p> <p>請求人が行った本件虚偽公文書作成は、受理簿という重要な書類について、拾得日時場所及び拾得者住所・氏名という重要な事項について虚偽記載を行ったものであり、これは、遺失物法の前提を没却しかねない行為であり、ひいては警察組織に対する国民の信用を大きく失墜させるものということができる。</p> <p>本件虚偽公文書作成に加え、テレビ、新聞等で処分者の職員であることが実名報道さ</p>

	れ警察職員一般に対する信頼が大きく傷つけられたこと、請求人は、本件虚偽公文書作成以前に所属長注意処分を受けたという非行歴があることといった諸般の事情を考慮すると、処分者が免職処分を相当であると判断したことについて、社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を逸脱し、これを濫用したと認められる事情はない。
--	--

(エ) 平成29年（不）第1号事案

請求年月日	平成29年7月14日
請求の概要	公立小学校の教諭であった請求人が、小売店において10回程度商品を窃取したことに対して、教育公務員としてふさわしくない著しい非行であるとして、懲戒免職処分を行ったところ、請求人は、窃取行為の事実自体は認めるが、本件窃取行為時において責任能力がなかったこと及び本件窃取行為前後の経緯その他の事情に鑑みれば本件処分は重きに失するとして、本件処分の取消しを求めたもの。
終結年月日	平成30年2月15日
結果	処分承認
判断の概要	1 請求人の供述からすると、少なくとも請求人は、窃取行為を自ら認識しつつ行っているものであり、このような供述から直ちに請求人が心神喪失状態であったという事実を認定することはできない。 犯罪行為による非行を理由とした不利益処分を行政庁が行う場合に、被処分者が非行当時に責任能力を有していたことが必要とされるかどうかという点とはともかく、本件では、そもそも、本件窃取行為時において、請求人が、請求人の主張するようないわゆる心神喪失状態であったという事実自体が認められない。 2 処分者においては、教諭としての職を続けさせることは不可能であると考え、過去の処分事例と同様に懲戒免職処分を選択したものであるということができ、本件処分は、処分の原因となる行為の悪質さとそれに対する処分の重さとの間の合理的な比例関係を踏まえたものであるということができ、処分者の判断は、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということとはできない。

(3) 職員の苦情の処理

ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

イ 平成29年度の処理状況

平成29年度においては、計2件の苦情相談を受け付け、処理した。その内容別の内訳は、任用関係1件、給与関係1件である。

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に關す

る規則（昭和35年人事委員会規則第16号）第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出する。

イ 平成29年度の処理状況

人事委員会に報告のあった平成29年度の処分は次のとおりであり、分限処分3件、懲戒処分が45件であった。

区分		処分者		知事		教育委員会		警察本部長		計	
		28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
分限 処分	免職	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	休職	0	0	1	0	2	0	3	0		
	降任	0	0	0	0	4	2	4	2		
	降給	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	1	1	6	2	7	3		
懲戒 処分	免職	0	0	5	2	4	0	9	2		
	停職	1	2	4	2	4	4	9	8		
	減給	2	9	6	12	9	5	17	26		
	戒告	0	1	5	6	2	2	7	9		
	計	3	12	20	22	19	11	42	45		
合計		3	12	21	23	25	13	49	48		

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる（法第52条第1項）。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年兵庫県条例第43号）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無
		連合体	単位団体	
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県教職員組合	昭41.10.4	○		○
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県学校事務労働組合	昭56.4.23		○	○
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20		○	
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23	○		
加印教職員組合	平2.2.8		○	○
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12		○	○
但馬教職員組合	平2.3.12		○	○
兵庫教職員組合	平2.3.12	○		○
丹有教職員組合	平2.5.10		○	
淡路教職員組合	平2.7.2		○	
北播教職員組合	平2.7.2		○	○
全教兵庫教職員組合	平25.1.16		○	○

イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成29年度における変更状況は次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内訳			
		規約	登録事項		
			名称	所在地	役員
14	13	1	0	0	12

(2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない（法第52条第3項）。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、平成29年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

機関	職
議会事務局	1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長 (行政職7級の者に限る。) 主幹 (秘書又は人事労務を担当する者に限る。) 2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事 部局 本庁	1 防災監 技監 理事 会計管理者 部長 観光監 局長 知事室長 計画監 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員 (人事労務を担当するものに限る。) 副課長 副室長 企画官 班長 (行政職7級の者に限る。) 主幹 (人事労務を担当する者に限る。) 研究参事 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課の総務調整班長 産業労働部政策労働局産業政策課の総務班長 会計課の総務・システム班長 3 秘書課の班長及び主幹 4 財政課の班長及び主幹 5 税務課の管理班長 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任 7 職員課の班長、主幹、主査及び主任 (いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。) 8 管財課の班長及び主幹 (庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。) 9 水産課の船長
兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐
県立男女共同参画センター	所長 副所長
県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 副センター長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 次長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 消費生活創造センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災課長 班長 (人事労務を担当するものに限る。)
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 所長補佐 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
広域防災センター	1 センター長 部長 次長 所長補佐 管理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 所長補佐 総務課長

	保健所	所長 副所長 所長補佐
	こども家庭センター	こども総括監 所長 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
	女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
	県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
	県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
	食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長 2 食肉衛生検査所長
	動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長 所長補佐
	県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
	県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
	精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
	県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
	県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長
	県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
	県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
	県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
	兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
	旅券事務所	所長 副所長 所長補佐
	県立農林水産技術総合センター	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長 2 農業大学校の校長及び副校長 3 技術センターの所長、部長、部次長、病害虫防除所長、但馬水産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及び但馬水産技術センター研究主幹
	家畜保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 衛生課長
	県立森林大学校	校長 副校長 総務課長
	森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長
	県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長
教育委員会	事務局	1 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主幹（人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事班の主任 3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長 4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
	教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事 班長（人事労務を担当するものに限る。） 管理主事
	県立学校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長

	3 船長
県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
県立南但馬自然学校	校長 副校長 総務課長
県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
県立教育研修所	所長 部長 総務課長
県立美術館	館長 副館長 次長 館長補佐 総務課長
県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長
県立考古博物館	館長 副館長 部長 館長補佐 総務課長
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	局長 課長 副課長 班長 主幹 主査
監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 班長 主幹
労働委員会事務局	1 局長 次長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務調整班長
収用委員会事務局	局長 班長
瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う（法第58条第5項）。

平成30年3月31日現在、県の事業場は357事業場であり、人事委員会の所管が319事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

（平成30年3月31日現在）

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [319]	第12号(教育・研究)[188]	知事[15]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災センター 県立健康生活科学研究 所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力 開発校 県立農林水産技術総合センター 県立森林大学校 森林動物研究セ ンター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[172]	県立学校(162) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但 馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴 史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考 古博物館	
		警察[1]	警察学校	
	別表第1に該 当しない官公 署 [131]	知事[58]	本庁（職員健康管理センターを含む。） 兵庫県民総合相談センター 県立男女 共同参画センター 県民局（事務所及び消費生活センターを除く。）(7) 県民セ ンター（事務所及び中播磨消費生活創造センターを除く。）(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(11) 中播磨消費生活創造センター 消費生活センター(5) 農林振 興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 こど も家庭センター(5) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県 立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉セ ンター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)	
		教委[7]	事務局本庁 教育事務所(6)	
		警察[58]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊運転免許課 運転免許 試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(49)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事 務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事 務局(2)	
	基 勞 準 働 監 局 督 ・ 勞 働 [38]	第3号(土木・ 建設)[15]	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
			知事[15]	健康福祉事務所(13) 中央子ども家庭センター保護第1課・保護第2課 県 立明石学園
		第13号(保健 衛生)[23]	教委[8]	特別支援学校寄宿舎(8)

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成29年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

ア 解雇予告除外認定	1件
イ 時間外労働・休日労働に関する協定届	35件
ウ 宿日直勤務許可	8件
エ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	6件
オ 機械等の設置届	4件

人事委員会が労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場について、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、平成29年度は115事業所について書面調査を行い、うち15事業所について実地調査を実施した。

その結果、宿直・日直勤務、有害業務、特定機械等、衛生管理体制、休養室の設置、長時間勤務者に対する医師の面接指導について、違反する事業場に対して指導を行った。

6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視することとなっている。

平成29年度においては、元職員から働きかけを受けた職員からの届出は、0件であった。

7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関（当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関）は、職員の退職手当に関する条例等の規定に基づき、退職した職員又はその遺族に対して、退職後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるときは、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができ、その場合は、あらかじめ人事委員会の意見を聴くこととなっている。

平成29年度の諮問は3件で、その内容は次のとおりである。

諮問年月日	平成29年3月1日
処分内容	市立学校の教員が生徒に対しわいせつな行為をしたことは、懲戒免職処分相当であり、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	平成29年5月19日
意見内容	異議なし

諮問年月日	平成29年8月15日
処分内容	県立学校の教員が長期間にわたり無断欠勤を続け職務を著しく怠ったことは、懲戒免職処分相当であり、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	平成29年10月3日
意見内容	異議なし

諮問年月日	平成30年2月28日
処分内容	市立学校の臨時職員が5年間にわたり給与控除の水増しにより教職員から金員を詐取するなどしたことは、懲戒免職処分相当であり、既に支払った退職手当の全部を返納させる。
答申年月日	平成30年3月9日
意見内容	異議なし